

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 2 日

一般社団法人日本救急医学会
一般社団法人日本脳神経外科学会
一般社団法人日本集中治療医学会
公益社団法人日本小児科学会
一般社団法人日本神経学会
一般社団法人日本移植学会

御中

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課移植医療対策推進室

脳死臓器提供管理料の加算の取扱いについて（注意喚起）

令和 8 年 6 月 1 日から、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号。以下「告示」という。）が適用されることとなり、実施に伴う留意事項については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）により取り扱われているところである。

今般、告示別表第一（医科診療報酬点数表）の K914 脳死臓器提供管理料の注 2 に規定する脳死臓器提供体制向上加算及び注 3 に規定する画像診断を行った場合の加算について、算定要件を満たさない場合にも臓器提供施設から移植実施施設に対して誤って請求している事例があることが、公益社団法人日本臓器移植ネットワークから情報提供された。

脳死臓器提供体制向上加算については、「当該保険医療機関に勤務する者であって、認定ドナーコーディネーター協議会から認定ドナーコーディネーターとして認定されている者又は都道府県臓器移植連絡調整者が、家族に対して臓器提供に係る説明及び同意の取得等を行った場合」に算定するものである。請求に当たっては、以下の算定可能な事例及び算定不可な事例を参照の上、担当する臓器移植コーディネーターに対して算定要件を満たしているか確認するなど、その取扱いに遺漏がないように願います。

なお、認定ドナーコーディネーター協議会以外の団体が認定したドナーコーディネーターについては、脳死臓器提供体制向上加算の算定要件における認定ドナーコーディネーターには該当しないことに注意されたい。

また、注 3 に規定する画像診断を行った場合の加算については、法的脳死判定に当たって注 3 のイからハに規定する画像診断を実施した場合に算定するものであり、法的脳死判定以前の診療経過において実施された検査については該当しないことに注意されたい。

本事務連絡については、保険局医療課と協議済であることを申し添える。

○脳死臓器提供体制向上加算が算定可能な例

- 当該保険医療機関において都道府県臓器移植連絡調整者が勤務しており、臓器提供に係る説明及び同意の取得等を行った場合
- 当該保険医療機関において認定ドナーコーディネーター協議会から認定ドナーコーディネーターとして認定されている者が勤務しており、臓器提供に係る説明及び同意の取得等を行った場合

○脳死臓器提供体制向上加算が算定不可な例

- 当該保険医療機関において都道府県臓器移植連絡調整者が勤務しているが、当該事例において当該コーディネーターは臓器提供に係る説明及び同意の取得等を行っていない場合
- 当該保険医療機関に勤務していない臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第12条1項の許可をうけたあっせん機関のコーディネーター又は都道府県臓器移植連絡調整者が、臓器提供に係る説明及び同意の取得等を行った場合
- 当該保険医療機関において認定ドナーコーディネーター協議会から認定ドナーコーディネーターとして認定されている者が配置されているが、当該事例において当該コーディネーターは臓器提供に係る説明及び同意の取得等を行っていない場合

以上